

制度概要

経営力強化保証（略称：経営力強化）																						
目 的	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（以下、「支援機関」という。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。																					
資 格 要 件	金融機関及び支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。																					
対 象 資 金	事業計画の実施に必要な運転資金及び設備資金（事業計画に基づく既保証の借換えを含む。） 経営安定関連保証（セーフティネット5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に限る。 （注）以下の保証制度（略称で記載）などを借換えする場合に限る（借換え＋真水は可） ・「コロナ」 ・「伴走特別」、「具伴走特別」 ・セーフティネット4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）による保証 ・危機関連保証 ・セーフティネット5号であって危機指定期間内（R2.2.1～R3.12.31）に協会が受付し、かつ貸付実行された保証																					
保証条件	保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円）																				
	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 5年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置 1年以内） ただし、既保証を借り換える場合は10年以内（うち据置 1年以内）																				
	返済方法	分割返済、一括返済																				
	貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引（個別保証に限る。）																				
	担 保	必要に応じて徴求する																				
	保 証 人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない																				
	貸付利率	金融機関所定利率																				
保証料率	基準料率	通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する。（⑨区分を除く。） <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> 財務諸表がない場合は、1区分低い料率の適用はない。⇒ 責任共有対象1.15% セーフティネット5号による保証の場合は0.75%	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%
	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%													
適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引（0.10%）を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引（0.10%）を適用する。 ※セーフティネット5号の場合、物的担保の提供による割引（有担保割引）は適用されない。																					
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																					
申込時添付書類	①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書（申込人が策定したもの） ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類																					
事業行動計画書	事業計画書は、以下の内容を満たす（または含む。）必要がある。 ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則5事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画																					
金融機関の責務	①金融機関は、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること。 ②金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うこと。 ③金融機関は協会に対し、年1回、中小企業者の事業年度毎に、本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること。（信用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資の有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付する） ④金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこと。																					
実 施 日	令和6年7月1日 創設																					